

第4章 学校における総合的な教育体制の整備

1 学校における特別支援教育体制の基本的な考え方

小・中学校においては、LD及びADHD等を含む障害の状態等に応じた児童・生徒一人一人の教育や指導が重要であり、教員の専門性の向上や校長のリーダーシップの発揮に加え、学校全体で特別支援教育のための校内体制の整備を進めていく必要がある。

各学校においては、特別な配慮を要する児童・生徒の早期の実態把握し、支援の方策の具体化や学級担任への支援、個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実、校内研修の充実、専門家や関係機関との連携、保護者との相談等の充実などが課題となっている。

こうした課題に学校全体で対応するため、平成19年度当初より、すべての小・中学校に校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターの資質向上を進め、「個別指導計画」に基づき指導を行いながら、学校内外の支援体制の確立等を推進する。

2 校内委員会の整備・充実

(1) 校内委員会の役割

平成19年度当初より、すべての小・中学校に設置される校内委員会の役割を明確にし、機能の充実を図る必要がある。校内委員会の役割として、以下の内容を基本とする。

ア 学習面や生活面で特別な教育的支援が必要な児童・生徒の実態の把握、及び校内での共通理解を図り、適切な支援を全教職員が行えるようにする。

イ 保護者や関係諸機関と連携して、個別指導計画等を学級担任とともに作成し、支援の方法を具体化する。

ウ 校内研修会等を活性化し、特別支援教育に関する全教職員の専門性と資質の向上を図るとともに関係機関との連携を図る。

エ 特別支援教育についての児童・生徒・保護者への理解啓発を行う。

オ 副籍に関する取組を推進する。

以上のような内容をもとに、学校規模、特別支援学級の設置の有無、児童・生徒の状況等を考慮し、各学校における校内委員会を校務分掌として位置づけ、児童・生徒への支援を進めていく必要がある。

(2) 校内委員会の構成及び組織

各学校の校内委員会の構成員には、その運営のキーパーソンとなる特別支援教育コーディネーター及び校長、副校長等の管理職を含めるものとする。

さらに、これらの構成員に加えて、主幹、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、教育相談主任、特別支援学級担当教員、通級指導学級担任教員、養護教諭、対象の児童・生徒の学級担任、学年主任、スクールカウンセラーなど各学校の状況に応じて構成する。

校内委員会は、専門の分掌として新たに設置する方法の他に、学校の状況によっては、教育相談部会や生活指導部会等の既存の組織に、校内委員会の機能をもたせ

て拡大する方法や整理・統合して設置する方法などが考えられる。

なお、児童・生徒の実態把握にあたっては、保護者や関係機関からの情報などを得て、児童・生徒を多面的に理解し、どのような支援が必要であるのかを検討していくことが重要であり、保護者や関係機関との連携を密にしておかなければならない。

(3) 活動の評価と改善

校内委員会は、児童・生徒の実態把握を的確に行い、一人一人の支援体制を構築するために、計画的に運営していくことが求められる。そこで、各学校においては、各学期末や年度末に、校内委員会での学期中や一年間の活動の状況を振り返って評価し、次学期、次年度に向けての改善を行うことが重要である。

3 特別支援教育コーディネーターの指名と資質向上

(1) 特別支援教育コーディネーターの指名

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進役としての専門性と、校内委員会委員として内外の連絡・調整を行う資質・能力等を踏まえて、校長が指名し、校務分掌に明確に位置づける。

(2) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターの役割として、以下の内容を基本とする。

① 校内委員会での推進役

校内の状況の把握を行い、円滑に校内委員会を運営するとともに、担任と一緒に児童・生徒の理解に努め、個別指導計画作成の支援などを行う。また、校内研修の企画・実施をするなど校内支援体制の充実を図る。

② 保護者に対する相談窓口

担任と連絡を取り合うことを保護者に説明し、担任とともに組織的・継続的に保護者を支援していく。保護者と話し合いながら、状況を整理し、家庭、学校、関係諸機関が共通理解をしながら、それぞれの立場で、できることを考え、一貫性のある支援・対応を導き出せるようにする。

③ 関係機関との連携・調整

管理職の指導のもと、校内での適切な教育的支援につながるように教育委員会の特別支援教育担当指導主事や教育センターの相談員、スクールカウンセラー、通級指導学級教員、特別支援学級担任教員、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等との連絡・調整を行う。

(3) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

教育委員会は、特別支援教育コーディネーターに対して、定期的に研修会等を実施し、その資質の向上を図るとともに、他校の特別支援教育コーディネーターとの連携体制を構築し、各学校における活動を充実させる。また、国や都で行われている特別支援教育コーディネーターの養成研修等に積極的に参加を促し、コーディネーターとしての資質の向上を図る。

4 特別支援教育における教育内容・方法の充実

(1) 児童生徒の教育ニーズに応じた教育課程の編成

固定の心身障害学級においては、盲・ろう・養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考としながら教育課程を編成している。また、通級指導の心身障害学級においては、小学校・中学校の学習指導要領を基本として、一部自立活動や各教科の補充指導を加えるなどの指導を行っている。

特別支援教育においては、LD及びADHD等を含む障害のある児童・生徒一人一人の障害の状態や教育ニーズに応じた指導を行う必要があり、教科・領域における指導内容、指導方法を工夫していかなければならない。そのために、「個別指導計画」を作成し、それに基づいた教育活動を進めていく。

(2) 個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実

特別支援教育においては、学齢期におけるLD及びADHD等を含む障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに対応した具体的な指導内容・指導方法や評価の観点を示した「個別指導計画」を作成する。

具体的な作成は、以下の内容を基本とする。

① 個別指導計画の作成

ア 個別指導計画を作成する教科・領域等

「個別指導計画」は、全教科・領域等、学校生活全般にわたり作成する。

イ 指導と評価の一体化

「個別指導計画」は年間を通して作成するもの、学期毎ごとに作成するものなどが考えられる。これらの個別の指導計画では、指導の目標や内容に対応した評価を適時行い、指導の改善・充実につなげていく。

ウ 個別指導計画の作成者

「個別指導計画」の作成は、通常の学級の担任や特別支援教育コーディネーターに加え、校内委員会の組織を生かして、学校全体で作成することが大切である。

また、保護者との連携を深め、指導内容や評価について共通の理解をしていくことも大切な視点である。

エ 個に応じた指導の充実

児童・生徒一人一人の実態や指導の場面に応じて、ティーム・ティーチング、特別支援員（仮称）等を導入するなどして、個に応じた指導や習熟の程度に応じた指導、繰り返し指導等により、基礎学力や学力の伸長を図るための教科・領域等の指導を充実させる。

② 個別の教育支援計画

今後、エリア ネットワークを構築する中で、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うため、区立小中学校や特別支援学校、福祉、労働関係、医療、言語・聴覚、心理等専門家等の関係機関が連携し、障害のある児童・生徒一人一人に即した*「個別の教育支援計画」を作成し、支援を進めることが重要である。

なお、「個別の教育支援計画」の作成にあたっては、保護者の理解のもとで支援策が示されるとともに、支援内容が関係機関に円滑に引き継がれる体制が確立されなければならない。

5 関係機関との連携

(1) 区内の公立の幼稚園、保育園等との連携

大田区では、平成16年度から就学前の療育プログラムと学齢期の指導をつなぐための「就学支援シート」を作成している。小学校が、この「就学支援シート」を活用し、子どもの就学前機関での様子や指導の様子などの情報を適切に引き継ぎ、入学後の指導・支援に生かすことが必要である。具体的な引継ぎ及び活用は、以下の内容を基本とする。

- ア 入学後の指導・支援のための活用
- イ 幼稚園、保育園等就学前機関との引継ぎ会や相互訪問等の情報連携
- ウ 保護者への連絡・相談等保護者との信頼関係の構築
- エ 個別指導計画作成等への活用

(2) 特別支援学校との連携

小・中学校は、大田区エリアネットワークを活用し、個別の指導計画の作成の助言や児童・生徒のへの指導・支援、教員研修などの支援体制を得るため、特別支援学校（仮称）の教員の巡回指導・相談を求めていく必要がある。

(3) 医療、保健、福祉、就労等の関係機関との連携

小・中学校は、今後、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制として、医療、保健、福祉、労働等関係機関と連携していくための仕組みづくりを進め、*「個別の教育支援計画」を作成していくことが必要である。

6 個別指導計画等に関わる個人情報保護の在り方

(1) 校内での取扱い

個人情報に対する意識が高まる中、平成17年3月18日「大田区個人情報保護条例」が改正された。個人情報保護条例に基づき、特別支援教育を推進するにあたり、就学前機関や小・中学校で策定された「個別指導計画」「個別の教育支援計画」「就学支援シート」等について、情報収集や情報の保管方法、保管場所の扱いを定め、校内で周知していくとともに保護者に説明し理解を求める。

(2) 関係機関への提供

小・中学校は、保有する個人情報を適正に扱い、児童・生徒及び保護者の権利・利益を保護しなければならない。「大田区個人情報保護条例」では、学校外への個人情報の持ち出しは、本人同意があるときや区の機関内に提供する場合で、業務に必要な限度で、利用することに相当な理由がある場合とされている。

小・中学校は関係機関との取扱いの規定を設け、個人情報の保護を厳守する。

(3) 個人情報に対する意識

「個別指導計画」「個別の教育支援計画」「就学支援シート」等の情報はすべて、本人が地域でよりよく生活するためのものであり、その権利・利益を侵害してはならないという立場に立ち、全教員が慎重に取り扱う意識を常にもつことが重要である。